

用語解説

「※」は追記分です。

(1) 介護保険サービスの種類

居宅サービス/介護予防サービス	
訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問して入浴、排せつ、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、調理等の生活援助、通院等のための乗降介助を行うサービス。
訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が浴槽付車両で居宅を訪問して入浴の介護を行うサービス。
訪問看護/介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能維持、回復のために必要なリハビリテーションを行うサービス。
居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅等を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービス。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター等に日帰りで通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、理学療法や作業療法等のリハビリテーション等を受けるサービス。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービス。
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している要介護者や要支援者が、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。
福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅の要介護者や要支援者が日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具のうち、特殊ベッドや車いす等、厚生労働大臣が定めるものの貸与を受けるサービス。
特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、衛生上の理由から貸与にはふさわしくないもの(腰掛便座、入浴補助用具等、厚生労働大臣が定めるもの)について、それを購入する場合に介護保険から給付を受けるもの。
住宅改修/介護予防住宅改修	手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅で行うとき、対象となる改修費(上限 20 万円)の 7～9 割が支給される。
居宅介護支援/介護予防支援	ケアマネジャーが在宅の要介護者や要支援者の状況に応じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるような支援するもの。
総合事業	平成 29 年度(2017 年度)より、介護保険の予防給付として実施されていた訪問介護(ヘルパー)と通所介護(デイサービス)が地域支援事業として実施されることになった。サービスの内容は、現行型(予防給付相当のサービス)、A 型(基準を緩和したもの)、B 型(住民主体によるもの)、C 型(短期集中で実施するもの)等がある。湖南省では平成 29 年(2017 年)4 月から、現行型、A 型、C 型を開始した。

地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、日中、夜間を通じて、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するサービス。
夜間対応型訪問介護	夜間を含めた365日、24時間安心して生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けるサービス。
認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)	要介護者や要支援者であって認知症の状態にある人が、デイサービスセンター等に日帰りで通って、食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い(デイサービス)」を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて「訪問(ホームヘルプ)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせで行うサービス。
認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要支援者(要支援2)や要介護者であって認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型通所介護(デイサービス)	定員18名以下のデイサービスセンターに日帰りで通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の地域密着型特定施設での入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによって、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービス。
施設サービス	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	入所している要介護者が、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける施設。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービス。
介護老人保健施設	入所している要介護者が、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける施設。施設では在宅生活への復帰を目指してサービスが提供される。
介護療養型医療施設	療養病床等を備えた病院又は診療所で、入所している要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受ける施設。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り、ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護保険法改正によって平成30年度(2018年度)より創設されたもの。

(2) その他の用語

あ行	
※安心応援ハウス	湖南省で地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防及び生きがいや交流ができる場所を設置運営する行政区、地域まちづくり協議会又は介護予防活動を行う団体に対して、一定の基準で市が補助金を交付している事業。高齢者の心身の健康を維持し、寝たきりや閉じこもりを予防して高齢者が地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、NPO 法人、ボランティア等が行う非公式的なサービス。
※おかえりネットワーク	外出中に道に迷うおそれのある認知症高齢者等を事前に登録することにより、日常的に見守り、当該認知症高齢者等が行方不明になった場合等に、早期に発見するための協力体制を構築する事業。
か行	
介護給付	要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
介護相談員	介護保険サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政と連携して、問題解決に向けた手助けをする専門員。
※介護保険事業者協議会	要介護者などがサービスを適切に選択し、自立した日常生活を営むのに必要な質の高い介護サービスを利用することができるよう、介護サービス事業者の質の向上やサービス提供者の資質の向上及びネットワーク化を図るために湖南省の介護保険事業所で設置している協議会。
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者等を国民の共同連帯の下、支える仕組みとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9年(1997年)12月に公布、平成12年(2000年)4月に施行された。
介護予防	高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防すること)、要支援、要介護状態となっても、それ以上悪化しないようにする(維持改善を図ること)。
協議体(地域支えあい推進会議)	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支えあいの仕組み(生活支援体制)を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。
共生型サービス	高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに位置づけられたサービス。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーを配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業所。
ケアハウス(軽費老人ホーム)	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由で、家庭で生活することが困難な者が入所できる施設。給食付と自炊型がある。
ケアプラン	要支援・要介護認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する支援計画を指す。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的、一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。

ケアマネジャー(介護支援専門員)	利用者の身体状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。
権利擁護	利用者に不利益がないように弁護、擁護することの総称。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。
高額医療合算介護サービス費	介護保険と医療保険を両方利用した際の、利用者負担額が所得段階ごとに設定された世帯の上限額を超えたときは、超過分を保険給付から支給する制度。
高額介護サービス費	所得等の状況により、介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。
合計所得金額	年金、給与、事業、譲渡等の所得(損失の繰越控除適用前)を合算した額で、各種所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)をする前の金額。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額。(平成30年(2018年)4月から)
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口(高齢者人口)の割合。高齢者人口比率とも言う。
高齢者サロン	ひとり暮らしの高齢者等援助を要する人々と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的に集まり、レクリエーション等を通じてふれあいや交流を行う活動。
さ行	
※在宅医療・介護連携支援コーディネーター	地域での在宅医療・介護の連携を支援する役割を担う人 医療・介護関係者などからの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連携調整・情報提供等の支援を行う。
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。
社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上的の障がい、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるように相談、助言、援助、支援を行う。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
※若年性認知症	65歳未満で認知症を発症した場合、若年性認知症と呼び、独立した病気ではなく発症年齢で区分した概念。働き盛り世代で発症するため、本人だけでなく家族の生活への影響が大きくなりやすい。
※重層的支援体制整備事業	介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、「分野を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。

主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)	ケアマネジャーのうち、主任介護支援専門員研修を修了した者。保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、ケアマネジャーに対する指導、助言等の活動を行う。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。
審査支払手数料	事業者からの保険給付等の請求に関する審査、支払い事務に対する各都道府県の国民健康保険団体連合会への手数料。
生活支援コーディネーター	湖南省では「地域支えあい推進員」と言う。地域の支えあいの活動を発掘し、新たな支えあいの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。1層は市全域、2層は地域まちづくり協議会の圏域を担う。湖南省では平成29年(2017年)4月から1層のコーディネーターを社会福祉協議会に委託した。
※生活支援体制整備事業	身近な日常生活圏域(各地域まちづくり協議会)を一つの単位とし「協議体」や「地域支えあい推進員」の活動により、高齢者等を支える地域づくりを整備していく事業。
生活習慣病	これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。平成8年(1996年)12月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義された。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な者に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度。
た行	
※地域ケア会議	地域包括ケアを推進していく方法のひとつ。支援が必要な高齢者等へ適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行い、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていく会議。 (自立支援型地域ケア会議) 高齢者などの自立支援に向けた介護予防マネジメントを実践することを目標とする会議。多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討し、ケアマネジメント実施者に助言を行う。 (個別地域ケア会議) 高齢者の課題の解決に係る支援及び介護保険サービスの例外的な利用に関して、介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上と介護保険サービスの適正な利用を目的とする会議。多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討する。 (生活圏域地域ケア会議) 個別地域ケア会議から把握された地域の課題を関係者が共有し、関係機関の連携により地域包括支援ネットワーク等、地域づくりや必要な資源を検討することを目的とした会議。
地域支えあい推進員	地域の支えあいの活動を発掘し、新たな支えあいの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。1層は市全域、2層はまちづくり協議会の圏域を担う。湖南省では平成29年(2017年)4月から1層の地域支えあい推進員を社会福祉協議会に委託した。

地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市区町村が行う事業。
※地域資源	地域内に存在する資源であり、かつ地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）有形、無形のあらゆる要素を指す言葉。
地域福祉権利擁護事業	認知症の症状が出はじめた高齢者等、判断能力が不十分な者に、適切な福祉サービスの利用を援助し、日常生活での金銭管理や重要な書類・証書の預かりを行うシステム。
地域包括ケアシステム	高齢者のニーズに応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目無く提供する体制を指す。取り組みとしては「医療」は介護との連携強化、「介護」は介護サービスの充実強化、「予防」は介護予防の推進、配食、買物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等、「住まい」は高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、「生活支援」は見守り。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型(介護予防)サービス	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当なサービス類型として、平成18年度(2006年度)より創設されたサービス。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」を指し、保険者である市区町村が指定を行う。
※チームオレンジ	認知症の方の悩みや認知症の家族介護者の身近な生活ニーズ等に対して、認知症サポーターを中心とした支援者にサポートをつなぐしくみ。
地域連携パス	地域で切れ目の無い医療サービスを提供するために、患者の視点に立ち、疾病の回復過程に沿った一連のサービスを体系化し、道筋を示すもの。滋賀県では保健所を中心とした検討会議の開催等、各地域の状況に応じた地域連携クリティカルパスの作成が進められている。
特定入所者介護(介護予防)サービス費	所得等の状況により、要支援・要介護認定者が、施設サービス等を利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。補足給付とも言う。
な行	
認知症	脳の障がいにより記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたす病気の総称。代表的なものに、アルツハイマー型・脳血管性・レビー小体型・前頭側頭型等がある。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。

認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症した時から、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか標準的に示したものの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。
認知症サポート医	独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う、認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家(専門医、医療介護の専門職)で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。
認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。
※認知症の本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。
は行	
バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障がい者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
※フレイル	加齢により心身の機能が低下して、「健康」から「要介護」に移行する中間の段階。早めの対処であれば、健康な状態に戻ることができ、「虚弱」とも言う。
※フレイルサポーター	フレイルサポーターを養成する「フレイルサポーター養成講座」を受講し、フレイル予防の方法を普及・啓発する人。
※フレイルサポーターステップアップ講座	フレイルサポーターに対して、フレイル予防の普及啓発方法がステップアップできるように開催する講座。
※包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行うもの。
保険給付費	介護保険に関わるサービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、保険がまかなうべき費用。要介護の被保険者に対する介護給付、要支援の被保険者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要配慮者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
や行	
※ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
有料老人ホーム	食事の提供その他、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設(特別養護老人ホームや介護老人保健施設等)でないもので、施設においてサービスを受けるものを言う。経営主体は民間会社が主であり、介護等のサービスが付いた居住施設である「介護付き有料老人ホーム」の他、「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」がある。
ユニバーサルデザイン	施設や道具、仕組み等が、すべての人にとって利用、享受できる仕様・デザインとなっていること。
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な、原則 65 歳以上の高齢者を対象にした入所施設。
要支援認定者／要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある者(要支援者)や、常時介護を必要とする状態にある者(要介護者)と認定された方で、要支援者は要支援 1 と要支援 2 に、要介護者は要介護 1 から要介護 5 までに区分される。
予防給付	要支援 1・2 を対象とした介護予防サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
ら行	
老人福祉法	老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和 38 年(1963 年)に制定された法律。